別表第二十二号から第二十八号までを次のように改める。

二十二　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
二十三　国立研究開発法人国立がん研究センター
二十四　国立研究開発法人国立循環器病研究センター
二十五　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
二十六　国立研究開発法人国立国際医療研究センター
二十七　国立研究開発法人国立成育医療研究センター
二十八　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

別表第三十三号から第三十九号までを次のように改める。

三十三　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
三十四　国立研究開発法人農業生物資源研究所
三十五　国立研究開発法人農業環境技術研究所
三十六　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
三十七　国立研究開発法人森林総合研究所
三十八　国立研究開発法人水産総合研究センター
三十九　国立研究開発法人産業技術総合研究所

別表第四十二号から第四十四号までを次のように改める。

四十二　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
四十三　国立研究開発法人土木研究所
四十四　国立研究開発法人建築研究所

別表第四十六号から第四十八号までを次のように改める。

四十六　国立研究開発法人海上技術安全研究所
四十七　国立研究開発法人港湾空港技術研究所
四十八　国立研究開発法人電子航法研究所

別表第五十二号を次のように改める。

五十二　国立研究開発法人国立環境研究所

（経済産業省組織令の一部改正）

第百六条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二十八号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条第二十九号中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

第十八条第五号を削る。

第五十八条第十号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条第十一号中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

第百二十九条第三号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

附則第九条の表中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の」に改める。

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部改正）

第百七条　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令

第一条中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第五条中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号。」に改める。

第七条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に改める。

第十条第二項中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

第十二条中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部改正）

第百八条　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第四条第一項、第二項及び第四項中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第百九条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改める。

第四条第一項中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第五条第一項中「第十九条第三項（同条第五項」を「第十九条第二項（同条第四項」に改める。

第七条第二項中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

（独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令の一部改正）

第百十条　独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令（平成十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（以下「改正法」という。）」及び「（以下「従前の研究所」という。）」を削り、「独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改め、同条第二項を削る。

（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第百十一条　新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第十三節　国土交通省関係

（船舶安全法施行令等の一部改正）

第百十二条　次に掲げる政令の規定中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改める。

一　船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第五条
二　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十五条の二
三　船舶のトン数の測度に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十二号）本則
四　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行令（平成十六年政令第百六十四号）第二条
五　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十九号）附則第五条

（港湾法施行令の一部改正）

第百十三条　港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三中「独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に改める。